

平成23年 5月 福祉保健常任委員会

世田谷区議会福祉保健常任委員会会議録第六号

平成二十三年五月二十七日（金曜日）

場 所 第二委員会室

出席委員（十名）

委員長	高橋昭彦
副委員長	大庭正明
	あべ弘幸
	石川征男
	菅沼つとむ
	高久則男
	村田義則
	中塚さちよ
	植田靖子
	羽田圭二

事務局職員

議事担当係長	小池 篤
調査係主事	平井貴子

出席説明員

副区長	秋山由美子
-----	-------

世田谷総合支所

副支所長	菊池弘明
------	------

烏山総合支所

総合支所長	河合岳夫
-------	------

保健福祉部

部長 藤野智子

計画調整課長 田中文子

障害施策推進課長 知久孝之

障害者地域生活課長 瓜生律子

梅ヶ丘整備担当部

部長 霜村 亮

梅ヶ丘整備担当課長 金澤眞二

地域福祉部

部長 堀川雄人

地域福祉課長 金澤弘道

高齢福祉課長 伊藤美和子

子ども部

部長 萩原賢一

子ども家庭支援課長 岡本達二

保育課長 工藤郁淳

副参事 辻 正

世田谷保健所

所長 西田みちよ

副所長 霜越 收

健康企画課長 松本公平

健康推進課長 上村 隆

生活保健課長 浅見一雄

◇ ~~~~~◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

- (1) 平成二十三年第二回区議会定例会提出予定案件について

〔報告〕

- ① 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）
- (2) 平成二十三年度主要事務事業について
- (3) 夏期の節電対策の概要について
- (4) 障害福祉サービス事業者に対する東京都監査結果への対応について
- (5) （仮称）世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設新築工事について
- (6) 障害者グループホームの開設について
- (7) 梅ヶ丘病院跡地利用基本構想及び土壌汚染調査等の結果について
- (8) 新たな新樹苑の構想について
- (9) 平成二十三年度保育サービスの状況について
- (10) 区立保育園等への連絡メール配信サービスの実施について
- (11) （仮称）喜多見一丁目認可保育園運営事業者の決定について
- (12) 給田四丁目墓地計画の動向について
- (13) その他

2. 協議事項

- (1) 正副委員長会の申し合わせ事項について
- (2) 意見書の提出について
- (3) 行政視察について
- (4) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前十時開議

○高橋 委員長 ただいまから福祉保健常任委員会を開会いたします。

○高橋 委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

本日は、正副互選後初めての委員会となりますので、まず、議事に先立ちまして、理事者の紹介を順次お願いしたいと思います。

◎秋山 副区長 副区長の秋山でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、私からは保健福祉領域の部長級の職員を紹介させていただきます。

菊池世田谷総合支所副支所長でございます。

本多北沢総合支所副支所長でございます。

河合烏山総合支所支所長でございます。

藤野保健福祉部長でございます。

霜村梅ヶ丘整備担当部長でございます。

堀川地域福祉部長でございます。

萩原子ども部長でございます。

西田世田谷保健所長でございます。

霜越世田谷保健所副所長でございます。

引き続きまして、それぞれの部長から課長を紹介させていただきます。よろしくお願いをいたします。

◎河合 烏山総合支所長 それでは、私からは総合支所の課長を紹介させていただきます。

まず、世田谷総合支所でございます。

西澤生活支援課長でございます。

高木保健福祉課長でございます。

上田健康づくり課長でございます。

次に、北沢総合支所でございます。

若林生活支援課長でございます。

加藤保健福祉課長でございます。

次に、玉川総合支所でございます。

平井生活支援課長でございます。

和久保健福祉課長でございます。

小和田健康づくり課長でございます。

次に、砧総合支所でございます。

片桐生活支援課長でございます。

澁田保健福祉課長でございます。

大和田健康づくり課長でございます。

次に、烏山総合支所でございます。

渡邊生活支援課長でございます。

鶴見保健福祉課長でございます。

後藤健康づくり課長でございます。

私からは以上でございます。

◎藤野 保健福祉部長 私からは保健福祉部の課長級の管理職をご紹介申し上げます。

初めに、田中計画調整課長でございます。

安永指導担当課長でございます。

知久障害施策推進課長でございます。

瓜生障害者地域生活課長でございます。

新保国保・年金課長でございます。

清水保険料収納課長でございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎霜村 梅ヶ丘整備担当部長 私からは梅ヶ丘整備担当部の管理職をご紹介します。

金澤梅ヶ丘整備担当課長でございます。

私からは以上でございます。

◎堀川 地域福祉部長 私からは地域福祉部の管理職をご紹介します。

金澤地域福祉課長でございます。

伊藤高齢福祉課長でございます。

吉岡介護保険課長でございます。

亀谷介護予防・地域支援課長でございます。

久末生涯現役推進課長でございます。

私からは以上でございます。

◎萩原 子ども部長 私からは子ども部の課長級職員を紹介させていただきます。

岡本子ども家庭支援課長でございます。

志賀児童課長でございます。

工藤保育課長でございます。

小堀要支援児童担当課長でございます。

辻特命担当副参事でございます。

私からは以上でございます。

◎西田 世田谷保健所長 私からは世田谷保健所の管理職をご紹介します。

松本公平健康企画課長でございます。

上村健康推進課長でございます。

松本加代感染症対策課長でございます。

浅見生活保健課長でございます。

紹介は以上でございます。

◎秋山 副区長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋 委員長 次に、事務局書記についても自己紹介させていただきます。

◎小池 書記 小池でございます。よろしくお願いいたします。

◎平井 書記 平井でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋 委員長 それでは、報告事項の聴取に入りたいと思います。

まず、(1)平成二十三年第二回区議会定例会提出予定案件について、報告①議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明を願います。

◎浅見 生活保健課長 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）についてご報告させていただきます。

これは自動車事故に係る損害賠償額の決定でございます。この事故に関しましては、平成二十二年十二月十六日の当委員会におきまして事故発生のご報告をさせていただいております。

事故の概要でございますが、発生日時、発生場所、相手方、事故内容、損傷の程度は記載のとおりでございます。

2の過失割合でございますが、甲、すなわち世田谷区側が九割となっております。

3の損害賠償額でございますが、物損分につきまして一万七百十円でございます。

4の専決処分日は、平成二十三年五月二十五日です。

5その他ですが、相手方のけがにつきましては現在治療中でございます。今回は物

損分について先に損害賠償額を決定しております。

裏面に現場の案内図を記載させていただきました。

報告は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 それでは、続きまして、(2)平成二十三年度主要事務事業について、理事者の説明を願います。

◎藤野 保健福祉部長 平成二十三年度主要事務事業につきましてご説明するに当たりまして、福祉保健領域全体について簡単に触れさせていただきたいと思えます。

昨年行われました政策点検方針に基づき全事務事業が点検されたわけですが、その全事務事業をベースに、本年度の領域全体の事務事業というのは六百三十八事業、本年度当初予算額といたしましては二千四百四十八億九千八百万円余となっております。なお、保健福祉部にかかわります部分は百七十一事業、千二百二十八億六千二百万円余となっております。

では、資料に基づきまして、まず領域全体の説明、引き続きまして保健福祉部にかかわります部分につきまして、私のほうからご説明を申し上げます。

一ページから三ページでございますが、こちらは領域の組織と主な担当事務を記載させていただいております。

四ページでございますが、領域にかかわります四つの主要課題について記載させていただいております。

続きまして、五ページから九ページでございますが、こちらは主要事務事業について組織別に記載をさせていただいております。区分のところに、新規、あるいは拡充

などの記載もあわせてさせていただきます。

では、一〇ページをお開きください。保健福祉部並びに梅ヶ丘整備担当部の課題についてご説明を申し上げます。

主要課題、地域保健医療福祉の総合的推進及び障害者の地域生活支援についてでございます。

少子・高齢化の進展、社会状況の変化に伴う保健医療福祉サービスに関する区民ニーズの変化に対応するため、区は、高齢者、障害者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる環境、次代を担う子どもを安心して育てられる環境づくりなどに向けて、総合的に保健医療福祉施策の展開を図ってきているところでございます。障害者施策につきましては、来年度、平成二十四年度からの第三期障害福祉計画の策定に向けて取り組みを始めたところでございます。また、高齢者、障害者など一人で避難が困難な災害時要援護者の避難支援につきましても、普及啓発に向け引き続き積極的に取り組んでまいります。平成二十二年三月に閉院いたしました都立梅ヶ丘病院の跡地利用につきましては、昨年度まとめました基本構想を踏まえ、専管組織を中心により詳細な検討、精査を進めてまいります。

続きまして、1の地域保健医療福祉の総合的推進でございます。平成二十四年度からの第五期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第三期障害福祉計画、新たな健康せたがやプランを地域福祉審議会などの検討や区民、区議会のご意見を踏まえ策定してまいります。今後も、引き続き介護保険制度、障害者自立支援法等の関連施策の円滑な実施に努めるとともに、予防の視点を重視した保健医療福祉施策を一層発展させてまいります。

(2)福祉と医療の連携の推進につきましては、医療的ケアが必要な方の在宅生活を支援するため、医師会などとの医療連携推進協議会での協議検討を生かしまして、福祉と医療の連携に関する仕組みづくり、人材育成などの環境整備を進めてまいります。

(3) 特定健診・特定保健指導の実施でございます。平成二十年度より医療保険者に義務づけられました生活習慣病予防等を目的とする特定健診・特定保健指導を円滑に実施し、一層の受診率の向上を図ってまいります。

次に、2の保健福祉サービスの質の向上でございます。

(1) 保健福祉サービスの質の向上を推進するため、苦情、事故の内容、あるいは対応状況、評価結果等を活用し、事業者への指導、支援をしてまいります。これら保健福祉サービス等の向上に向けた取り組みにつきましては、区長の附属機関、保健福祉サービス向上委員会が調査審議してまいります。

続いて、一ページでございます。(2) 苦情解決につきましては、保健福祉サービス苦情審査会を運営し、利用者の苦情を第三者の立場から審査し、サービスの改善向上を目指してまいります。

続いて、3の障害者の地域生活支援でございます。

(1) ノーマライゼーションプランの推進につきましては、基本理念の実現を目指し、幼児期から成人期までの一貫した地域生活の支援と、区民、事業者、区の連携協働の仕組みづくりに取り組んでまいります。

(2) 障害者の地域生活を支える施策の推進につきまして、第二期障害福祉計画の成果を踏まえ、第三期障害福祉計画を策定するとともに、障害者自立支援法の改正に対応するなど、着実な施策の推進に取り組んでまいります。

(3) 相談支援事業の充実、障害理解の促進につきましては、障害者に対しましても、ケアマネジメントの手法を取り入れた相談支援を充実させるとともに、障害者を支えるネットワークを構築するため、自立支援協議会を運営し、関係機関との連携強化に取り組んでまいります。また、講演会、交流イベントなど、障害理解を促進することに努めてまいります。

以上、主要課題に係ります主要事務事業は、下の表にもございますように二十一事

業、本年度予算額といたしましては二百三十七億二千八百七十九万九千円でございます。

なお、以下個別の事業につきましては、後ほどご確認をいただければ存じます。

私からは以上でございます。

◎堀川 地域福祉部長 先ほど領域全体では平成二十三年度当初予算は約二千四百四十九億円というご説明がございましたが、そのうち地域福祉部にかかわるものは一般会計で約二百九十五億円、介護保険特別会計が約四百五十九億円で、合計で七百五十三億円余りとなっております。

なお、この間、生活保護受給者の急増に伴いまして、保護費が百八十億円となっております。また、一般会計二百九十五億円の約六割を占めております。また、一般会計から介護保険特別会計に繰り入れる繰入金が六十九億円、これは二割を超えております。保護費、介護保険繰入金がともに今後とも増加することが見込まれまして、厳しい状況にあるものと認識しております。もとより新たなニーズに対応することも必要でございますので、引き続き事業の見直し等を進めることや国や東京都の補助金の確保に努め、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

それでは、資料の一三ページをごらんいただきたいと存じます。

地域福祉の推進及び高齢施策の地域生活支援でございます。地域福祉の推進、生活保護受給者増加への適切な対応に取り組んでまいります。また、高齢者施策に関しましては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき施策を推進しておりますが、今年度は平成二十四年度から二十六年度を計画期間とする第五期の計画を策定することとなっております。現在、世田谷区地域保健福祉審議会に諮問し、ご審議いただいているところでございます。

次に、1 地域福祉等の推進でございますが、(1)地域支えあいの推進につきましては、地域の福祉課題や生活課題を解決し、高齢者の孤立化などを防ぐため、地区社会

福祉協議会やふれあいいいきサロンなどの活動を支援してまいります。

(2)生涯現役の社会づくりにつきましては、生涯を通じて元気に暮らすことができる地域社会を目指し、情報誌の発行支援などを実施してまいります。

(3)生活福祉及び権利擁護の推進につきましては、生活保護受給者の増加に対応するため、ケースワーカーや就労支援専門員等を増員しまして、適切な事務執行と就労支援の強化を図ってまいります。また、成年後見制度の利用促進を図るなど、取り組んでまいります。

2の高齢者の地域生活を支える環境の整備については、(1)あんしんすこやかセンターの充実といたしまして、高齢者の最も身近な相談、支援の機関であるあんしんすこやかセンターの体制の充実を図り、また、ひとり暮らしで社会的に孤立している方など、リスクの高い高齢者を対象に訪問や見守りを行ってまいります。

(2)の安全・安心の取り組みでは、高齢者安心コールや民生委員ふれあい訪問、また、地区高齢者見守りネットワークをモデル事業として実施するなど、取り組んでまいります。

(3)の高齢者施設の整備促進につきましては、地域密着型サービス拠点や特別養護老人ホームなどの整備・誘導に努めまして、国の交付金や都の補助金等を活用するとともに、都営住宅の建てかえ等の機会をとらえることや定期借地権の活用による整備手法を検討してまいります。

3の介護保険制度・サービスの充実につきましては、(1)制度の円滑な運営といたしまして、介護給付の適正化や要介護認定の適切な調査、審査を行うとともに、低所得者に対する介護保険料利用者負担の軽減などを実施し、また、事業者支援の充実などを図ってまいります。

(2)介護予防・認知症支援の推進につきましては、介護予防プログラムや認知症予防事業の実施、介護支援ボランティアポイント制度を活用しまして、高齢者の社会参

加による介護予防を推進してまいります。また、介護者の負担軽減のために家族会の運営支援などを行ってまいります。

(3) 介護人材の確保・育成につきましては、訪問介護員資格取得費用の助成などに行い、介護人材の質の向上と人材確保を図り、また、特別養護老人ホーム等への研修費助成を実施してまいります。

なお、個々の事業につきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

◎萩原 子ども部長 それでは、子ども部所管の主要事務事業についてご説明申し上げます。

資料一六ページの主要課題、子ども・子育て施策の総合的な取り組みをごらんください。

事業数は百二事業で、当初予算総額は約四百十七億円でございます。昨年三月に策定の平成二十二年度を初年度とする世田谷区子ども計画後期計画に基づいて、子どもの視点の重視を基本として子ども・子育て施策に総合的に取り組んでまいります。

1 は、子ども支援の取り組みでございます。

(1) の子どもの成長の支援では、児童館や新BOPなど身近な安全で遊びの場や機会の提供、成長に応じた体験や社会参加の機会充実、昨年発足した青少年による会議体ユースミーティング世田谷の運営など、子どもたちの参加や参画を通じて子ども自身の育てへの支援を進めてまいります。

(2) の子どもの保育環境の整備では、引き続き保育サービス待機児解消に向けた整備等の施策推進、さまざまな保育ニーズに対応する多様な保育サービスの充実、量に加え保育の質の確保と向上、在宅子育ての支援充実、災害時における乳幼児支援、私立幼稚園における幼児教育の充実等を通じまして、保育環境の整備に取り組めます。

なお、今年度の待機児の状況等は後ほど別途ご報告させていただきます。

(3)の支援を必要とする子どものサポートでは、子どもにかかわる人材の育成充実や被虐待児童や発達障害児の早期発見・早期対応の仕組みやスキルの充実、関係機関のネットワーク等による継続的重層的システムの確立のほか、相談や療育、居場所づくりなど、支援を要する子どもに対するサポートを推進してまいります。

2は、子どもを育てている親や家庭への支援であります子育て支援の取り組みです。

(1)の支援を必要とする家庭のサポートでは、体系的な人材育成等による子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上や相談支援のネットワークや人材育成、今年度新規で行う在宅就業支援事業など、ひとり親家庭への支援、障害児を育てる家庭、周産期、乳幼児期の育児不安を抱える家庭への各種サポートを行ってまいります。

(2)の親の子育て力発揮への支援では、子育て中の親同士の交流や学びの場と機会の充実のほか、産前産後のケアやサポート、子育て家庭への経済的な生活支援により子育て力を発揮していただけるよう支援してまいります。

3は、子どもが健やかに育つための環境づくりの取り組みです。

(1)の地域の子育て力の向上では、親だけでなく、社会全体で子どもをはぐくむ観点から、地域活動への支援や活動団体の交流の機会づくり、仕事と生活の両立に向けた環境づくりに努めてまいります。

(2)の良好な環境の基盤づくりでは、子どもの安全・安心を確保するためのハード、ソフトの支援を行います。

おめくりいただいて、一七ページには各種取り組みの一覧を掲載させていただいておりますが、拡充部分を若干補足説明させていただきたいと存じます。

子どもの保育環境の整備につきましては、恐縮でございますが、飛びまして五七ページをお開きください。区は、待機児解消に向け、事業目標欄の1の保育施設の整備拡充に向けて、今年度は太子堂や北沢の国有地、ここについては国と協議を重ね、区

の意向も考慮したできるだけ抑えた金額で借り受けられる見込みですが、こうした国有地や後ほど報告させていただく喜多見の区有地、また、昨年度整備の繰越分の山野小のグラウンドの一部を活用した私立保育園の分園整備を初め、区立園建てかえによる定員増、認証保育所の整備等により計七百名程度の受入枠拡充を図ります。

また、五八ページ、(3)にございますように、民営化の検証結果が昨年度まとめられましたことから、民営化した五園の取り組みなども踏まえながら、今後の対応についても検討してまいりたいと考えております。

さらにおめくりいただきまして、五九ページの冒頭の事業目標(4)の保育料の見直しについてですが、子ども手当の支給に先行しまして、本年一月より所得税が改定され、年少扶養控除が廃止されたことに伴い、国が保育料算定の基準改定をする動きがございます。これを受けまして、区としましても平成二十四年度の保育料の改定を想定しているところでございます。同じ五九ページの右の一番下の項目にございますように、本年四月より国の専門機関とも連携し、ITを活用した保育園の事務状況等の統計情報の収集に着手しております。今後、こうした情報を感染予防などに役立てるなど新たな取り組みを進め、保育の質の向上に努めます。

もう一点補足説明させていただきます。飛びまして、六九ページをお開きいただきたいと存じます。

良好な環境の基盤づくりでは、子どもの安全・安心を確保するための情報提供の一環としまして、右側の欄の(2)一番下にある区立保育園連絡メールの配信サービスを運用開始する予定でございます。本件につきましても、後ほど所管課長よりご説明させていただきます。このほか基盤づくりとしまして、六九ページから七〇ページにかけて記載の児童福祉施設等の安全対策や整備、池尻二丁目の都有地を活用した区の公益複合施設の整備に取り組んでまいります。

長くなり恐縮でございます。私からは以上でございます。

◎西田 世田谷保健所長 保健所にかかわる事業についてご説明申し上げます。

保健所は、事務事業数一四〇、平成二十三年度当初予算は四十八億八千三十一万九千円で、昨年度と比較して約十億円の予算増でございました。この予算増の主な原因は、新たなワクチン接種助成事業によるものでございます。

資料の一八ページをお開きいただきたいと思えます。

保健所では、区民の健康と安全を守ることを第一に、健康づくり、疾病の予防、感染症対策、新たな予防接種の実施や健（検）診事業などの積極的な展開とともに、災害の発生や新たな感染症など、多様化する健康危機事象から区民を守る体制の強化を図ってまいります。

1でございます。総合的な健康づくりの推進ということで、現在、区の健康づくり施策は健康せたがやプラン後期に沿って行われていますが、この計画の期間が平成十九年度から二十三年度で、本年度が最終年度になります。この中にある重点施策、乳幼児からの食育の推進、働く世代のこころの健康づくり、子どもたちからの生活習慣病予防の推進などの施策に本年度も積極的に取り組みます。さらに、昨年度実施しました区民の健康づくりに関する調査結果を踏まえ、今年度は平成二十四年度から十年間の計画となる新しい健康せたがやプランの策定を行うことが大きな課題としてございます。

次に、ライフステージに応じた健康づくりに関しましては、健康づくり支援としてはさまざまな健康づくりに関する普及啓発、受動喫煙防止対策などを進めてまいります。食を通じた健康づくりでは、地域の人材や関係機関と連携した食育事業を着実に取り組んでまいります。母子保健では、乳児期家庭訪問事業訪問率一〇〇%を目指し、また、成人保健対策では総合的なうつ自殺予防対策に取り組んでまいりたいと考えております。

2は多様化する健康危機から区民を守る体制の強化でございます。災害や大規模な

食中毒など、区民の健康危機が発生した場合に備え、世田谷区健康危機管理連絡会及び世田谷区災害医療連絡会を運営し、医師会、消防署など地域の関係機関との連携強化を図ってまいります。

感染症対策では、結核や性感染症の予防対策に取り組むとともに、強毒性の新型インフルエンザが発生した場合に備えて昨年度行った事業継続庁内対応訓練を踏まえて、庁内各部の対応力向上を図ってまいります。

また、食品や環境衛生の向上と安全確保では、飲食店等の営業施設に対し、食中毒の防止等の観点から重点的な監視指導を実施するとともに、事業者の自主管理の推進、リスクコミュニケーションの強化を図ります。また、区民が安心して適切な医療サービスや医薬品の提供が受けられるよう、医療や薬事監視等にも取り組んでまいります。

3でございますが、新たなワクチン接種事業でございます。三月の第一回区議会定例会で議決いただきました子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの費用助成事業を開始いたします。

4 といたしましては、人と動物との調和のとれた共生推進プラン等に沿ったさまざまな事業に取り組んでまいります。人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、特に普及啓発に力を入れてまいります。

一九ページでございますが、拡充事業が幾つかございますけれども、ワクチンの助成事業以外に、がん対策検討委員会というのを設置し、がんの予防、検診から患者家族の在宅支援までに至る総合的ながん対策を検討する目的で設置する会を新たに入れまして拡充をいたします。

それから、母子保健の中では、妊婦健診の中にH T L V-1、ヒトT細胞白血病ウイルス1型の検査の追加をして充実を図るところでございます。それが拡充の中に含まれているものでございます。

私からは以上でございます。

○高橋 委員長 それでは、結構なボリュームですけれども、ただいまの説明に対してご質疑ありましたら、どうぞ。

◆菅沼 委員 実際にうちの会派も新人が多いので、一回読み込んで所管にきちんと聞いて、それから中身に入りたいと思います。きょうはこのままで結構です。

◆村田 委員 保育園の問題、待機児対策の問題ですけれども、ご説明がありましたけれども、前から我々は主張しております。例えば依然として待機児がまだおりますので、この間いろいろお話を聞いても、私立の認可保育園等々、相当ご負担をかけていると思うんですね。ぜひそれ以外の新たな分野、例えば区立保育園の分野でも、建てかえだけではなくて、分園だとか、あるいは本園も含めて、区立保育園の分野を今後拡充すること。

それから、ここには出ておりませんが、例えば保育室についても、この間いろいろ議論もありまして、その辺の問題をどうするのかというのが二点目。

三点目に、これまでの計画の中で出ておりますけれども、山野小の問題はどうなっているかということ。三点伺います。

◎工藤 保育課長 待機児の対策ということで、後ほど本件につきましてはご報告させていただく部分ではございますけれども、まだまだ待機児解消といったような状況には至っておりません。さまざまな取り組みを通じて保育の充実を図るというご指摘の点は、まさにそのとおりと考えております。

一方、財源的な問題ですとか、二点目の保育室の問題等々は、いわゆる量だけ供給すればいいわけでもなく、また、持続可能な保育サービスの提供といったようなさまざまな角度からとらえる必要がある課題だと思っております。いずれにしましても、議会の関係の皆様方のお知恵などもいただきながら、今後総合的な観点で取り組みを

進めてまいりたいと考えております。

三点目につきましては、辻からご説明させていただきます。

◎辻 子ども部副参事 私から、山野小学校についてお答えいたします。

昨年度、山野小学校につきましては鋭意説明会等を行い、整備に向けてご理解を得るよう努力してまいりました。今年度につきましても、引き続き関係者のご理解、地域のご理解をいただけるよう整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○高橋 委員長 次に移ります。(3)夏期の節電対策の概要について、理事者の説明を願います。

◎田中 計画調整課長 それでは、夏期の節電対策の概要について、資料に基づきご説明をいたします。

なお、本報告は五常任委員会のあわせ報告でございます。

三月の東京電力管内の計画停電の実施以降、区では区の庁舎や施設における節電に取り組んでおりますが、今後、夏場の冷房需要が高まる中、電力需給状況は一層逼迫することが予測されるとして、国は電気事業法に基づく大口需要家への電気の使用制限令の発動を初め、広く節電を呼びかけております。

このような中、区は不測の大規模停電の発生を避けるべく、区内最大規模の事業者として率先して節電に取り組む立場にあるとの認識のもと、節電対策の基本的な事項について庁内で検討を進めてまいりました。今回、全庁を挙げ取り組む基本的な方策をまとめましたので、その概要についてご報告するものでございます。

資料の1に対策のポイントを記載しております。夏期、七月一日から九月三十日までの期間ですが、電力需要のピークとなる平日の午前十時から午後九時の間における

節電の徹底を図ってまいります。区全体で昨年度の夏期の最大使用電力から一五%以上の使用電力の削減に努めます。区役所庁舎、各施設において、節電計画を作成し、使用電力量のモニタリングを行ってまいります。

続きまして、2に庁舎・事務室関係の取り組みを記載しております。現在継続しております照明などの節電をさらに徹底するもので、照明は廊下、執務室については記載の割合以下に落とすことを原則とし、OA機器等の稼働数削減、午後六時の一斉消灯、さらに定時退庁日の増加などで一五%以上の削減を行うものでございます。この定時退庁日の増加については、表にありますとおり、ワークライフバランスデーとして既に定めている毎週水曜日に加え、地域単位で出張所、まちづくりセンターなども加え、他の一日を定時退庁日として設定するものでございます。

裏面をごらんいただけますでしょうか。

次に、3に区民利用施設における取り組みを記載しております。それぞれの施設の特性や区民の利用に配慮しつつ、次のような対応を行ってまいります。

まず、集会施設でございます。電力需要の最大ピークとして想定される午後の時間帯、十三時から十七時に部屋の一部の使用を制限することを含めた対応を行います。次に、スポーツ施設でございます。最も消費電力の大きい総合運動場において、特に夜間利用を中心に施設の輪番休止等により対応を行います。その他、生涯学習施設では、図書館等で定例休館日以外のウイークデーにおける休館日の設定、教育センターでプラネタリウムの投影削減、噴水、せせらぎなどの動力の使用の制限、街路灯や公園の照明などは防犯、安全上必要なものを確保した上で一部制限するなどにより、全体で一五%以上の削減を目指すというものでございます。

なお、5その他に区民、利用者への周知について記載しております。「区のおしらせ」は六月十五日号に区の対応の周知と協力をお願い、さらに区民、事業者の節電について改めて協力をお願いする予定でございます。

なお、資料に記載はございませんが、福祉保健施設につきましては、高齢者、障害者、幼いお子さんなどを対象とすることが多いこともあり、熱中症、脱水症状の防止など、利用者の体調管理や安全確保などに十分留意するということを前提といたしまして、不要な電灯の消灯やエアコン温度の二十八度設定、電力消費の大きい設備の使用抑制などの節電努力を行うこととしてございます。

ご報告は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しご質疑ありましたら、どうぞ。

◆羽田 委員 一点目は、表面の2のところなんですけれども、残業する際の照明を落とすだとか、そういうことが考えられておりますけれども、この辺の照度の問題についてはちゃんと守られようとしているのかということが一つ。

もう一つは、定時退庁日に加え、他の日に輪番で定時退庁日をもう一つ設置することなんですけれども、この間も残業が多いとか、サービス残業になっているだとか、そういう現状が議会でも問題になってきたと思うんですね。ですから、その辺を含めて、どういうふうに対応されるのか。

もう一つは、裏面なんですけれども、施設について一定やむを得ない判断があると思うんですが、とりわけ出ているのは高齢者の地域活動ですね。これはいろいろ予防的観点から行われている日常的な健康体操だとか、さまざまなグループ活動があるかと思っておりますけれども、そうした活動の一定の規制につながる可能性もあるので、それらをどう保障するのかということが一方で考えられる必要があるかと思っておりますが、その三点。

◎田中 計画調整課長 まず一点目、照度の点でございますけれども、庁内の照明は外が暗くなった状態でも十分に仕事ができるような照度に基本的に照明が設定されていると聞いておりまして、この程度、消灯を行っても労働安全上、問題となるよう

なことはないという説明を受けてございます。

また、残業についてでございます。もちろん、会議でありますとか、仕事の必要上、必要なものは実施することといたしますが、できるだけこの輪番体制において守っていくということになろうかと思えます。

また、高齢者の地域活動の件は、まさにこうした区民施設の利用を制限させていただくということについては、委員ご指摘のとおりの懸念はあるかと思えますが、何分夏場ですと冷房の需要が最大の電力の消費につながるということで、どうしても区民施設の一部の利用制限をしないと設定できないという判断でさせていただくということでございますので、ご理解をいただけるよう十分説明してまいりたいと考えております。

◆羽田 委員 二番の残業の話というのは、結果的に残業規制すると、もう一方でサービス残業はふえるのではないですかということなんですね。そういう観点もちゃんと考えておかないと、単に残業規制だけやって電気を消してということでは済まない、あるいは自宅に持ち帰っているということだってあり得るわけですからね。それらを含めて体制を整えておかないと、結果的には負担が増すということになると思うんですね。その点はどうですか。

◎田中 計画調整課長 そうした点につきましては、各職場の管理者である管理職がきちんと見ながら、節電と事業の執行を両立させていくことというふうに考えております。

◆高久 委員 基本的なことを教えていただきたいんですけども、今回、きのう、おとといとか、新聞なんかでも電力一五%の制限をしますということではいるんですけども、世田谷区で取り組む一五%の電力の削減というのは、努力なのか、それとも義務、制限対象に入ってくるのか、その辺、確認したいんです。

◎田中 計画調整課長 区の施設の中で使用制限令に係る大規模な施設というのが、この第一庁舎、北沢タウンホール、教育センター、総合運動場、特養芦花ホームの五施設であると承知をしております。ただ、芦花ホームについては、規制の中で制限緩和の対象として老人福祉介護施設等が挙げられておりますので、こちらについては今後削減率が緩和されるかとは思っておりますが、それ以外の第一庁舎、北沢タウンホール、教育センター、総合運動場の四施設については電気事業法の制限にかかる施設だということでございます。

◆高久 委員 ということは、それを守らないということになれば、百万円以下の罰則とか、そういうことも適用されるということもあるということでしょうか。

◎田中 計画調整課長 法律上、刑事罰規定が存在するということですが、未達成に対する直接的な罰則ではないと考えるというふうに環境総合対策室では判断しているということです。

◆大庭 委員 うちの所管の芦花ホームですけれども、制限令の内容を見てみると、医療系福祉施設に関してはゼロ%というのが緩和で出ているんです。ただし、それは申請が要するというふうな形で書いてあるんですけれども、申請はするんですか。

◎伊藤 高齢福祉課長 まだ詳細な手続等について私どものほうで把握しているものではございませんけれども、申請ができるものであれば申請はしていきたいというふうには考えております。

○高橋 委員長 次に行きます。(4)障害福祉サービス事業者に対する東京都監査結果への対応について、理事者の説明を願います。

◎知久 障害施策推進課長 それでは、障害福祉サービス事業者に対する東京都監査結果への対応についてご報告させていただきます。

1 主旨、平成二十三年三月十六日付で出された障害福祉サービス事業者に対する東京都監査結果を受け、その後の区の対応状況等についてご報告いたします。

2 東京都による監査結果、(1)事業者でございますが、名称、有限会社 Only one、代表者はこちらに記載された者。所在地につきましては、東京都品川区の事業者でございます。サービス種別については、居宅介護、重度訪問介護、行動援護のサービス指定を受けております。

(2)監査理由、当該事業所において実地検査、平成二十二年十一月三十日からを実施したところ、サービス内容に関する事項及び請求事務等について不正または著しい不当があった疑いがあったため、障害者自立支援法第四十八条の規定及び障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱により、平成二十三年一月二十日に実地検査から監査に切りかえられました。

(3)監査結果でございますが、指定居宅介護事業所につきましては、介護給付費の不正請求が指摘されました。無資格者による居宅介護サービスの提供や架空請求などにより、居宅介護給付費を不正に請求し、受給した。

また、提示の拒否及び虚偽の報告も指摘されております。実地検査において勤務表等の提出を求めたが、提出しなかった。従業員名簿について虚偽の名簿を作成し、提出した。サービス提供実績記録票について、不正請求に合わせた内容かつ勤務実績のないホームヘルパーがサービスを提供したものとして作成し、提出した。

また、指定重度訪問介護事業所と指定行動援護事業所のサービスについては、提示の拒否及び虚偽の報告について同じようにございました。

これを受けまして処分でございますが、障害者自立支援法第五十条第一項第五号及び第六号の指定取り消し要件に該当するため、平成二十三年三月二十九日付で東京都

は居宅介護、重度訪問介護、行動援護、それぞれのサービスに係る指定取り消しを行い、四月三十日に取り消しが判明したところでございます。

裏面をごらんください。

区の対応についてご説明申し上げます。今回の監査結果を受け、東京都を初め事業者並びに区民利用者に対しまして、事実確認をこれまで行ってまいりました。その結果でございますが、監査で指摘のあった居宅介護サービスでは、無資格者によるサービス提供、架空請求、いずれも行われていたことを確認しております。無資格者によるサービス提供に至った原因としては、サービス利用者が障害児であり、医療機関などへ出かける際の援助で、体調不良によるスケジュール変更がしばしば生じた。そういった施設調整が困難になった結果、その対応として無資格者を派遣に及んだと思われれます。

一方、架空請求は、全く勤務実態のない時間に請求しているケースや単価の高い時間帯にサービス提供時間を振り返るといったことが確認できました。

個別の対応を本日の資料に沿ってご説明いたします。

まず、(1)利用者の対応でございますが、そちらの下段でございます括弧のサービス利用状況をごらんください。都の監査結果では、居宅介護、重度訪問介護、行動援護の三サービスに対し指摘がございましたが、世田谷区の利用者は居宅介護サービスのみで三名でございました。最初の区民が利用開始した日は平成二十年六月でございます。

一方、区の独自事業として行っている移動支援事業についても、当該事業者を事業者指定しており、同支援サービス利用者は三名でございます。ただし、玉川総合支所管内の利用者が重複しており、利用者の実人数としては五名でございます。この方々の家族に対しましては、都の処分通知後に経過説明と事実確認を行った上で、黒ぼちにあるとおり、事業所が四月末で廃止となることから、他事業所への紹介などの措置

を講じ、利用者にはサービスの利用に支障が生じないようにすること、また、利用者負担額等の返還等については、区のほうで事業者に指導を行っていくことを伝え、平成二十三年四月末をもって他事業所への移行を完了させているところでございます。

なお、利用者負担のあった方につきましては、五名のうち二名でございます。

(2) 事業者への対応でございます。区では、事業者対応に当たり、東京都へ不正請求額の算定にかかる根拠資料の提供を依頼するとともに、事業者に対しましては、直近資料、都の調査対象外でございますが、こちらの資料を請求し、提出してもらっております。これら提供された資料をもとに、平成二十一年十月から平成二十三年二月までの不正請求に係る返還金額を算定し、今後、具体的返還金額については、区と事業者で合意し、事業者へ請求してまいります。

また、居宅介護サービスの利用開始日を先ほど平成二十年六月とご説明しましたが、この月から平成二十一年九月までの居宅介護サービスにかかる資料について、事業者は紛失したとのことで提供がございません。この期間にかかる居宅介護サービスについては、引き続き実態把握に努めるとともに、必要な措置を講じてまいります。

(3) 移動支援事業者の指定取り消しでございます。世田谷区移動支援事業者の指定は、都道府県の障害福祉サービス事業者としての指定を受けていることを要件としております。都が指定取り消しの措置をしたことから、当該事業所へ平成二十三年四月八日付世田谷区移動支援事業者取消通知書を送付済みでございます。取り消し年月日につきましては東京都と同日です。

さて、今回の事例を受けまして、世田谷区としましては、再発防止に向け次の取り組みを実施してまいりたいと考えております。

一つ、再発を防ぐために、事業所を対象とした説明会におきまして、今回の事案についての実態と処分について説明を行ってまいります。二つ目、これまでは東京都の実地検査に随行し、検査を実施してきましたが、今年度より区独自の実地検査の実施

を検討いたします。三つ、苦情や内部通報に対し、的確に迅速に対応するよう、関係各課とともに徹底を図ってまいります。

ご報告は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対してご質疑ありましたら、どうぞ。

◆大庭 委員 これは金額が一切書いていないので、被害の額というか、要するに詐取したというんですか、不正請求したことに関するリアリティーがいまいまいちわからないんですけども、金額はおよそどのぐらいの単位だということは今わかりますか。

◎知久 障害施策推進課長 提出してもらった資料をもとに私どもで計算したところでは、介護給付費返還金が二百四十万円余、自立支援法の規定で医薬加算金四〇%を徴取できることになっているんですが、二百四十万円に四〇%掛けた九十九万円余、また、移動支援サービス費返還金につきましては四十七万円余、こちらにつきましてはプラス法定利息五%を徴する必要がございます、これが一万円余、合計で約四百万円弱となっております。

◆大庭 委員 四百万円の不正行為によって、これをせしめたというか、本来得るべきではないお金を不正操作して四百万円取っていったということだと思んですけども、一つ、区としては事業者と双方合意の上、損害金を回収するということと、それから免許というか、事業者の取り消し、事業取り消しをするということだけで終わっているんです。

しかもそのことを、今後の再発防止としては、一般の事業者の説明会のときに、今回の事例を説明する。つまり、こういうことになりますよ、またはこういうことは絶対してはいけませんよ、したらこういうことになりますよと言っているんですけども、いわゆる刑事事件ではないんですか。詐取しているということにはならないんで

すか。要するに、架空請求というのは詐欺ですね。詐欺行為ですね。架空請求についての対応が甘いのではないかと思うんですけれども、どう考えているんですか。

◎知久 障害施策推進課長 ご指摘の刑事事件ではないかという点でございますが、それに至る場合には告発ということが考えられると思います。告発につきましては、自治体の判断によるものというふうに認識しております。その際に相手が悪意、また故意があることが必要かというふうに認識しております。

現在、事業者のほうと接触をしております、聞き取りをさせていただいている状況で、今、告発をするかということにつきましては未定ではございますが、監査を実施しました東京都とこの点につきまして、ご指摘の部分については話し合いをしていきたいと考えております。

◆大庭 委員 もう文書の中で架空請求という言葉を使っているわけですね。架空請求という言葉を使っているということは、即これは刑事犯だということにつながるわけです。ですから、悪意がなければ架空請求なんていうのはあり得ないわけです。架空請求という言葉を使っていながら、悪意があるかないかというのを判断したいというのは、それはちょっとおかしいんじゃないですか。

架空請求かどうか分からないという段階であれば、それは悪意があるかないかという判断は立つんですけれども、もう架空請求というふうに言葉で認めている以上は、これはもう悪意があるという判断に立って、東京都がどうしても、世田谷区としては、こういうことに対して厳しく臨まなくはいけないんじゃないかと思うし、こういうことを説明されれば、要するに架空請求しても、結局、事業免許を取り消すぐらいであって、いわゆる手が後ろに回るというようなことにはならないんだということのメッセージを発することになって、逆にそういう緩い世田谷の甘い対策というふうに映るのではないかと思うんだけれども、これはぜひとも刑事としてやるべきじゃないかと思うんだけれども、それはまだ考慮中ですか。

つまり、架空請求という言葉を使っていながら、これは悪意がないかもしれないという判断に立つんですか。

◎藤野 保健福祉部長 必ずしも悪意がないという前提に立つということではないです。それから、先ほど担当課長からのご報告の中でも言い添えさせていただいておりますけれども、まだ東京都の監査の段階で資料を確認した範囲外にも世田谷区の区民の利用があるというようなこともありまして、事実確認が世田谷区の立場としては一〇〇%終わっていないということがございます。

それから、この居宅介護事業に関しましては、事業者の指定というのは東京都の指定になりますので、東京都の直接監査を実施した事実と、それに基づく東京都としての判断、それから世田谷区としてはまだこれから確認すべき事項が残っているということを踏まえて、まだ未定だというふうに先ほど答えさせていただいたという理解でございます。

事業者につきましては、私どもの事情聴取にも応じておりますので、きちんととるべき対応、つまり返還していただくものはきちんと返還していただくこととあわせて、今ご質問いただきましたことについても、その判断を区としてしながら、東京都ともご相談していきたいと考えております。

◆大庭 委員 では、今回は第一報という認識でよろしいのかということと、これから事件というか、この事案に対する全容、全体が最終的にどういう形で行われていて、どういう被害が最終的に出てきて、それから区として最終的な対応をどうするかという最終報告はいつごろを目指して出される予定でしょうか。

◎藤野 保健福祉部長 ちょっとその時期は何とも今ここでは申し上げられないかというふうに正直思っております。ただ、最終的といいますか、今回はまだ途中段階の状況でございますので、いずれにしても、それが最終で一回で終わるのか、経過報

告という意味合いも含めて以後引き続き状況が把握できて、ご報告する内容になりました段階でご報告をさせていただきたいと考えております。

◆大庭 委員 最終的には、さっき被害総額が四百万円という金額からふえる可能性があるという形で認識していてよろしいのですかね。

◎知久 障害施策推進課長 平成二十一年十月から二十三年二月の期間については、資料で今のところ固まった数字が申し述べた金額でございます。二十年六月から二十一年九月までの額については、資料がないということもあって、実態把握から始めなければいけませんので、その辺の増というのは可能性はなくはないかというふうに認識しております。

○高橋 委員長 次に行きます。(5) (仮称) 世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設新築工事について、理事者の説明を願います。

◎瓜生 障害者地域生活課長 (仮称) 世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設新築工事につきまして、東日本大震災によりまして建築資材の調達におくれが生じたため、工期の変更が必要となりましたので、ご報告を申し上げます。

施設の概要でございますが、障害者自立支援法に基づきます生活介護事業を実施してまいります。利用者につきましては、主に重度の知的障害者でございます。現在、区立烏山福祉園を利用されている方々の受け入れを予定してまいります。定員につきましては、現在三十人のところ、五十人にふやしてまいります。

建築地及び建築概要につきましては、記載のとおりでございます。

変更の概要でございますが、工期が既定の工期は平成二十三年七月二十九日でしたが、八月二十九日に変更するものでございます。

変更理由といたしましては、東日本大震災の発生により、アルミサッシ、アルミカ

ーテンウォール、エレベーターの製造工場が被災し、製造が滞り、建築資材の調達におくれが生じたため、工期を延伸することとなったものでございます。

今後のスケジュールでございますが、八月二十九日に工事竣工し、二十三年十一月上旬に事業を開始する予定でございます。

また、申しわけございませんが、先ほどご説明させていただいております主要事務事業二八ページに、こちらの開設予定を記載してございます。九月開設予定となっておりますが、十一月開設予定でございますので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

ご説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆村田 委員 中島建設というのは本社はどこなんですか。

◎瓜生 障害者地域生活課長 本社は相模原市でございます。

◆村田 委員 保育園のときにも要望しておりますけれども、これは三軒茶屋八〇一号室と書いてありますから、東京営業所、要するに事務所が一室あるだけというような感じで、区内業者という点でぜひ抑制させてやっていただきたいと要望しておきます。

◆羽田 委員 事業者に対する損害みたいなのは、これは生じてはいないんですか。

◎瓜生 障害者地域生活課長 現在のところ、烏山福祉園に通所しておりますして、移転時期が延期になるという形でございますので、特に損害が生ずるということはないと考えてございます。

◆羽田 委員 質問の内容が違うでしょう。

◎瓜生 障害者地域生活課長 事業者の損害ですね。建設費等につきましては、工事請負契約費等に変更はございませんので、特に損害があるということは聞いておりません。

○高橋 委員長 次に移ります。(6)障害者グループホームの開設について、理事者の説明を願います。

◎瓜生 障害者地域生活課長 障害者グループホームの開設につきましてご報告申し上げます。

特定非営利法人が運営いたします障害者グループホームが開設されました。内容につきましては、名称が第4さくらハウスでございます。障害者自立支援法におきましては、グループホームは一定の地域の範囲内にある複数の住居を一事業所として運営することが可能となっております。今回、南烏山五丁目、また粕谷四丁目で六室の開設をいたします。この両者につきましては歩いて三分程度ということでございます。

運営法人につきましては、特定非営利法人世田谷さくら会でございます。

事業種別につきましては、障害者自立支援法に基づく共同生活援助でございます。事業開始は二十三年五月一日でございます。

経緯でございますが、二十三年三月に平成二十三年度開設の障害者グループホーム整備・運営事業者を募集させていただきました。そこで応募いただきました事業者の選定委員会を開催いたしまして、事業予定者といたしまして世田谷さくら会を選定させていただきました。五月に東京都によります障害者自立支援法に基づく事業者指定が行われまして、開設されたものでございます。

経費等につきましては、整備補助につきましては、既存の住宅をそのまま活用することによってございましたので、グループホームとして活用できるため、東京都及び区の整備補助は行わないものでございます。

運営費補助につきましては、施設借上費といたしまして、ご本人さんの家賃負担を補助するという形で記載のとおり金額を運営費補助として補助いたします。

なお、今後の事業者募集の予定でございますが、第二期障害福祉計画に基づきまして、障害者グループホームは年二カ所整備していくこととなっております。二十三年度の二カ所目の募集につきましては六月に行ってまいります。六月一日に障害者グループホーム整備・運営事業者募集要項の配布を開始させていただきます。六月二十九日、三十日に受け付けをいたしまして、七月中に事業者の選定を行ってまいりたいと思います。

ご説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 次に移ります。(7)梅ヶ丘病院跡地利用基本構想及び土壤汚染調査等の結果について、理事者の説明を願います。

◎金澤 梅ヶ丘整備担当課長 それでは、梅ヶ丘病院の跡地利用基本構想及び土壤汚染調査等の結果についてご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、都立梅ヶ丘病院につきましては、平成二十二年三月に府中の小児総合医療センターに移転統合されました。現在、建物はそのまま残っております。主要事務事業でもご説明をいたしましたが、跡地利用については、昨年度末の三月に策定をいたしました基本構想を踏まえ、今年度は検討、精査を進めてまいります。この基本構想の冊子については、既に議員の皆様にお配りしたところですが、本日改めてその概要をご説明させていただきます。

また、東京都では、本年度に施設の解体工事に着手する予定ですが、今般、土壤汚

染等の調査結果報告等がございましたので、あわせて報告をいたします。

まず、資料をごらんいただきまして、基本構想についてご説明をいたします。

2で書いてございますが、基本構想については、区の保健福祉、まちづくり、経営資産活用等の各分野からの学識経験者七名で構成した検討委員会からの報告を踏まえて、施設機能を中心にまとめたものです。検討経過や区民への公表などにつきましては、資料2の(2)をごらんいただければと思います。

次に、別紙のA3の資料をごらんください。表面に梅ヶ丘病院跡地利用基本構想概要と書いてある資料です。ここに概要をまとめてございます。

左側に策定の背景・目的、その下に跡地利用の基本的な考え方、真ん中に整備・展開が求められる機能、1、2、3と記載させていただきまして、右側でございますが、事業化のあり方、その下に今後の進め方ということでございます。

この内容につきましては、昨年二月の本委員会に報告をした基本構想案と変更はございません。なお、裏面に参考資料をつけてございますので、後ほどごらんをいただければと思います。

次に、A4資料にまたお戻りをいただきまして、3土壤汚染調査等の結果について説明いたします。

東京都では、解体工事に先立ちまして、本年二月から三月にかけて土壤汚染調査を実施いたしました。(1)に書いてございますが、土壤汚染調査につきましては、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、略称として環境確保条例と申しておりますが、それに基づいて土壤ガスの調査、土壤調査を実施いたしました。その結果ですが、不検出または基準値を下回っていたということでございます。

恐縮ですが、裏面をごらんいただければと思います。

調査項目につきましては、調査項目に書いてある有害物質の項目でございます。また、土壤調査につきましては、第二種、第三種有害物質と書いてある調査項目でござ

います。

資料の下段に地図がございしますが、跡地の状況でございします。図面上、三十メートルの区画に分割をいたしまして、調査項目表にある有害物質の調査、同時に医療廃棄物の混在の調査を行いました。なお、図面の上のところの黒い場所は、看護師の職員寮、それから青鳥特別支援学校の分教室があったところで、病院施設ではないため、調査対象には含まれていないところです。

大変恐縮ですが、A4資料の表面にお戻りいただきまして、3の(2)ですが、医療系廃棄物等の埋設の有無も同時に調査をいたしましたが、混在はなかったということでございます。

また恐縮ですが、A4の裏面に移っていただきまして(4)でございます。東京都の今後の対応でございますが、今後、万一、医療系廃棄物等が確認された場合には、適切かつ迅速に対応するという事。それから、なお書きで書いてございしますが、今回調査において一部土壌採取が困難な場所がございました。図面の左下の黒く囲ってある部分ですが、ここは厚生エネルギー棟という部分でございまして、施設全体に電力、それから冷暖房を供給するための地下ピット等がございまして、中にボイラー等さまざま大きな機器が設置されてございまして、どうしても土壌採取ができなかった部分です。建物の解体後に調査を行うこととしてございまして、結果報告は別途提出をされる予定です。

現在のところ、土壌調査等で問題が発生しておりませんので、東京都では予定どおり解体工事を実施するという事。当初、夏ごろという予定で聞いてございしましたが、解体の実施設計等に時間を要するとのことで、十一月から着手、約一年間と聞いてございします。

次に、(5)住民説明会の実施でございします。土壌汚染調査の結果と今後の工事概要につきまして、近隣の住民説明会を東京都が実施いたします。六月十日の十八時三十

分から、梅ヶ丘パークホールで実施予定というふうに聞いてございます。

なお、調査概要な調査地点ごとの分析結果一覧等については、東京都にホームページ等への掲載を申し入れておりました、説明会に来られなかった方、それから説明会の範囲外の方にも情報が届くようにいたします。解体工事の具体的な説明会は、具体的な工事着工一カ月前の十月を予定しておるところです。区は、地元区として工事等に対する近隣住民の方々のご意向やご要望などの受け入れ、丁寧な説明による工事の不安などを解消するよう、東京都に適切に申し入れをしまいたいと思います。解体工事が二十四年度中に終了する見込みとなってまいりましたので、区の財政見直しは大変厳しい状況にございますが、基本構想の実現に向けて検討を深め、二十五年度に想定している可否判断に向けて区の考えをさらに精査してまいります。

報告は以上です。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 では、次へ参ります。(8)新たな新樹苑の構想について、理事者の説明を願います。

◎伊藤 高齢福祉課長 それでは、新たな新樹苑の構想についてご説明をいたします。

本日、資料の二枚目に別紙1として概要版、それから別紙2として新たな新樹苑の構想の見直し基本方針の案をまとめたものをお配りしてございます。本日のご説明は、一枚目の資料でご説明させていただきます。

主旨でございますが、世田谷区立高齢者センター新樹苑につきましては、昭和六十二年四月の開設以来二十四年が経過する中で、介護保険制度の創設・普及等、高齢者を取り巻く環境の変化や居住者の高齢化、重度化による自立生活の困難、そして施設

の老朽化といった課題が生じております。

また、平成十六年度の包括外部監査において、新樹苑の業務内容の見直しにつきまして指摘がなされたことから、この間、その機能の見直しを検討いたしまして、このたび世田谷区立高齢者センター新樹苑の見直し基本方針、新たな新樹苑の構想案を取りまとめたものでございます。今後は、この構想案の実現に向けて新たな新樹苑の構想実施計画を策定していく予定でございます。

2の新たな新樹苑構想（案）の概要についてでございますが、(1)基本的な考え方として、高齢者センターの機能、介護サービスの拠点の機能、高齢者の住まいの機能の三つの機能を維持するものとし、社会状況の変化に応じて事業形態をより効果的、効率的なものとする。また、施設は民間事業者に貸し付け、施設運営事業は原則として自主事業として実施されるものとし、区の委託が必要な事業についてのみ区の委託事業として当該民間事業者に委託するものとしていきたいと考えております。

(2)の三つの機能についてでございますが、高齢者センターの機能では、従来の事業等の一部はより効果的で効率的なものへ変更し、地域交流事業等は継続をさせていただく必要があると考えております。また、介護サービスの拠点機能では、現在実施されておりますデイサービスとともに、訪問介護、ショートステイ等、いずれかの事業を行い、地域や地区の介護サービスの拠点の機能を果たすことが望まれるところでございます。

高齢者の住まいの機能では、都市型軽費老人ホームの制度を活用することにより、介護が必要になっても可能な限り在宅生活を支援できる住まいを提供することに努めていきたいと考えております。

(3)の事業主体等でございますが、社会福祉法人が事業主体として介護保険サービスと都市型軽費老人ホーム、その他の自主事業を運営し、また、区として必要な高齢者センター運営事業を委託するという形をとっていきたいと考えております。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。

また、施設の取り扱いでございますが、原則として有償貸し付け方式で行って、貸付期間は二十年程度を想定しておりますが、その期間や賃料のあり方、また施設改修工事等につきましては、今後民間事業者のご意向なども配慮し、新たな新樹苑の構想実施計画を定めることが必要というふうに考えております。

今後、公募による事業者の選定ですとか、施設運営にかかる基本協定及び貸し付け契約の締結、施設改修工事等の手続等々が必要になっていくものと考えております。

3の今後の進め方でございますが、まず、入居者、デイホーム等の利用者、近隣住民及び事業者等に関する説明会を開催いたしまして、また、有識者を含めた委員会を立ち上げてご意見をいただきながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。その後、本構想案を決定し、事業の具体化に向けた実施計画を策定する予定でございます。

今後のスケジュール案につきましては、現在のところ、記載のとおり予定してございますが、さらに検討を進めていく中で多少の変更が出る場合もあるかと存じます。

説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆高久 委員 都市型軽費老人ホームについてお聞きしたいんですが、今、世田谷区では実際運営しているところはないと思います。今、具体的に開設を予定しているところは、手を挙げているところは何カ所ぐらいあるのかということと、実際に東京二十三区内で運営が始まっているところというのは何カ所ぐらいあるのか、情報があれば教えてください。

◎伊藤 高齢福祉課長 今、世田谷区では、この十一月の開設に向けて工事が進められている都市型軽費老人ホームが一カ所ございます。本年度につきましては、これか

らの募集ということになりますので、事業者の数はこれからということにはなりますが、先般、東京都のほうで都市型軽費老人ホームについての事業内容等の事業者説明会が行われた中では、世田谷区で申し込みというか、運営等々を考えたいというようなご意見をいただいているところが四、五社あると聞いております。

また、都内で既に運営が始まっているところがございますが、正確な数は申しわけございません。既に運営が始まっているところが一カ所か二カ所だと思います。済みません、これは不確かな情報でございます。今後ですけれども、東京都のお話では、十四、五カ所が本年度に入ってから補助協議の予定に入っていると聞いております。

◆植田 委員 都市型軽費老人ホームなんですけれども、この利用料金というのはどの程度というふうに考えているんですか。

◎伊藤 高齢福祉課長 まだ家賃等々の算定はこれからということではございますが、生活保護世帯の方も利用できるような家賃設定にしていきたいと私どもは考えております。ただ、家賃等々については、今後の運営事業者様が決定してからの中身になっていくかと思っております。

◆高久 委員 今の関連なんですけれども、今回、新樹苑を都市型軽費老人ホームの仕様に設備を変えるに当たって、今ある部屋の広さを改築とか改装してということになると思いますが、一部屋の広さをどのぐらいにするとかということについてはまだこれからの協議事項になるわけでしょうか。

◎伊藤 高齢福祉課長 新樹苑の建物についてですけれども、今、トイレですとか、その他余分スペースを全部入れて二十一平米ぐらいになっております。そういった余分なところをとりますと、六畳ぐらいの広さになるかと思っておりますので、特に仕切りを入れるとか、そういったことは考えてはおりません。このままの姿で、ただ、バリアフリー等々の工事等を入れて、高齢者の方が使いやすいような工事にはなるかと思

ます。

○高橋 委員長 次に行きます。(9)平成二十三年度保育サービスの状況について、理事者の説明を願います。

◎工藤 保育課長 それでは、平成二十三年度保育サービスの状況につきましてご報告申し上げます。

世田谷区の保育サービス待機児とは、保育サービスにより対応すべきニーズがありながら、サービスを利用できる環境にない児童で、次のいずれにも該当しない児童を待機児と言うものでございます。すなわち、保育園、保育室、保育ママ、認証保育所を利用している者、自宅から通うことができる範囲に利用可能な保育施設があるが利用していない者でございます。

お手元の表をごらんください。これは年次の推移でございます。平成十六年度から平成二十三年度までの保育サービス施設の定員を記載してございます。内訳は、区立の認可園、私立の認可園、それから保育室、保育ママ、認証保育所等でございます。表中の数字につきましては、その施設の数と定員数を示してございます。なお、今年度より括弧内に分園を含んだ施設数を表示させていただいているところでございます。

平成二十二年度、二十三年度の定員数をごらんください。まず、本年四月に向けまして約千三百人分の保育サービス施設の拡充を進めてまいりました。こうしたことから、総定員数は約一万一千人を超えている状況となっております。また、分園も含む保育施設数で見ますと、対前年度比で二十二施設の増加となっております。今年度は前年度に比べまして、認可保育園の入園申込者数が五百人以上増加するという大変厳しい状況にありましたが、最終的には若干ではございますが、この保育サービス待機児童数が減少する結果となっております。

参考といたしまして、資料の右下のところに、これは全国ではかるときの物差しでございませけれども、平成十七年度から平成二十三年度における国の待機児数の推移を載せてございます。平成二十三年度が六百八十八名でございまして、平成二十二年度と比べますと五%程度減少しております。

ご説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆村田 委員 今年度の整備目標は約七百人程度とされているんですが、昨年度や一昨年度と比べると目標量は相当少ないわけですね。今後の申込者数の動向等について、どのような見通しでこういう数字になっているのか、明らかにしていただきたいと思っております。

◎工藤 保育課長 現在進めておりますのは、子ども計画後期計画の中に中長期的な目標事業量といったものを掲げさせていただいているところでございます。平成二十六年までには約一万四千の保育サービスを提供するといったような計画でございまして、そこに向けましては本年度七百という数を予定しているところでございます。この根拠といたしましては、保育サービスを利用したいという方の潜在ニーズ等を調査させていただき、設定させていただいたところでございます。

いずれにしましても、保育サービスの充実といったものは継続的に取り組みたいと考えているところでございますので、今後の状況の変化等も見据えながら、適切に判断していきたいと思っております。

◆村田 委員 だから、子ども後期計画の想定した推移とこの何年間の、あるいは今年度も含めて推移との関係で、その計画をそのままやれば、それで事足りるという判断なのか、その辺の後期計画をつくった段階と今の区の判断との相違はないのか、違いはないのかということ伺いたいです。

◎工藤 保育課長 保育サービスを利用したいとお考えになる方というのは、整備量との相対関係といったようなものも一方にはあるのではないかと考えております。そういう意味では、まず区として、ある瞬間にとらえたニーズ量に目標設定をしまして、その相対関係の中で現実的な整備をしていくといったようなことが必要になろうかと思えます。

特に保育サービスのニーズにつきましては、今年度、約五百以上申込者がふえたわけですが、この申込者がふえた理由は、それでは何かということになりますと、働く意識の変化ですとか、経済状況の変化等々、非常に測定困難な社会的要因といったものも背景にあるのではないかと考えております。そういった意味では、目標設定は非常に難しい面もございますけれども、さまざまな状況の変化も感じ取りながら適切に判断していきたいと考えております。

○高橋 委員長 次に移ります。(10)区立保育園等への連絡メール配信サービスの実施について、理事者の説明を願います。

◎工藤 保育課長 それでは、区立保育園などへの連絡メール配信サービスの実施についてご説明いたします。

資料の主旨をごらんください。

本件は、本年三月十一日に発災いたしました東日本大震災の状況を踏まえまして、区立保育園を初めとした保育サービス施設の保護者などに情報連絡できる一つの通信手段といたしまして、携帯電話やパソコンに電子メールを配信する取り組みを開始するものでございます。

なお、本メール配信サービスは、一つには、区立保育園において園別に保護者へ連絡メールを配信する新たな仕組みと、もう一つは、既存のメールマガジン配信サービスを活用して、在宅子育て中の方、もちろん幼稚園に通われているような方も含むわ

けですけれども、こういった方々、皆さんがご利用できるサービス、この二つの仕組みを持って運用する予定としております。

次に、2の事業の概要ですが、(1)の区立保育園連絡メール配信サービスの受信登録者は、区立保育園の在籍園児の保護者、区立保育園以外の私立の保育事業者、すなわち私立の認可保育園ですとか認証保育所、保育室、保育ママなどの事業者となります。

メールの配信者は、保育課もしくは区立保育園が個別の情報を一括もしくは個別の対象者に発信する形となります。

情報の内容といたしましては、記載にございますように、子どもの安全にかかわるさまざまな緊急情報を初めといたしまして、広域災害の発災時の保育園運営上の情報伝達、さらには感染症の流行情報ですとか、これは先ほど主要事務事業でも部長からご報告しましたようなサーベイランス、こういった情報を生かしていくといったような取り組み、さらに行事の情報なども幅広くこの仕組みを活用してまいりたいと考えているところでございます。

(2)の既存のメールマガジン配信サービスを活用した取り組みですが、子ども子育て情報という区分を新たに設けまして、すべての子育て世帯、これは妊娠中の方なども含まれるわけですけれども、こうした方々がメール受信登録をすることができるというものでございます。

提供する情報内容といたしましては、区立保育園で実施している地域交流事業ですとか、体験保育などの日程周知、認可保育園の入園申し込みに関する情報提供、災害や健康に関する情報なども提供してまいりたいと考えております。登録の方法は、携帯電話もしくはパソコンなどで区が指定するインターネットアドレスにアクセスし、メールを発信するといったようなことで、その後は発信したメールアドレスからメールが着信するといったようなこと、いわゆる一般的な登録方法となっております。

今後の予定でございますけれども、各取り組みの最終準備を終えましたら、保護者などへの周知を行い、六月中には情報提供を開始するとともに、周知用のポスターを作成するなど、さまざまな方法でPRをしながら、登録者数をふやし、平常時はもとより、いざというときに少しでも多くの子育て家庭の皆様に必要な情報が提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆羽田 委員 情報の内容の中に、今、保育園とか幼稚園もそうですけれども、お子さんの関係でいうと、非常に不安がられているのは放射線の線量の問題ですね。それについての情報提供はされるかどうかということですね。実際には今、区のホームページ上でも知ることはできるわけですけれども、個別にもそれぞれ対応されている方も非常に多いかと思うんですね。その辺はいかがですか。

◎工藤 保育課長 ただいまご質問いただきました、いわゆる震災に伴った放射能、あるいは地震ですとか計画停電等々、さまざまな変化の状況が生じているところはお案内のとおりなわけですけれども、区としましては、適切な情報提供の手段として、迅速に情報を提供する仕組みとして、区のホームページといったものを一つ情報提供ツールとして提供させていただいている。そこに新たな情報を更新したりしたときに、その旨をお伝えするツールとして本メール配信サービスが一つ取り組みの眼目かとも考えているところでございます。

放射能の取り扱いにつきましては、世田谷区単独のみならず、国や東京都等広域行政とのかかわりというものも非常に大きいものですから、関係機関の動向といったものを踏まえて、親御さんが必要としている情報、区が客観的に申し伝えられる必要な

情報については、さまざまな情報手段を活用して伝える、まさにそういったことをしていきたいと考えているところです。

◆羽田 委員 調査については独自で始めようというところも出てきていると思うんですね。区の場合も検討に入っているという話を聞いているんですけども、その段階でまた考えられることもあるのではないかと思いますけれども、単に国だとか東京都の動向だけではなくて、区が独自にやろうとしていることもあるわけですから、その点はいかがですか。

◎工藤 保育課長 保育所管からのご答弁になりますので、答弁内容が限定的にはなりませんけれども、ご指摘のようなさまざまな区固有の情報といったようなものが仮にある状況が生じましたらば、そういった情報にも親御さんがちゃんとたどり着けるように、そういった一つの手段にはなり得るのかと想定しております。

◆大庭 委員 逆の意味でちょっとお聞きしたいんですけども、要するにメールが来ますね。いろんなメールが来る場合があると思うんですね。そうした場合に、その信憑性を確認することが必要な場合もあると思うんですね。そのときには、例えばホームページを見るとか、もちろん電話すればいいんでしょうけれども、電話ではなかなか難しいですから、簡便な方法として、今、例えばこういうような事件が起きて、この地帯は保護者同伴で帰らなくてはいけないとか、そういう連絡があったときに、いろんな情報が出るので、果たしてそれが本当なのか、うそなのかということを確認めたくなるときがあると思うんですね。

そのときには、ホームページにはそのことは書いてあるということを前提で、つまり確認しよう、これが本当に区から発信された情報なのか、それとも伝言ゲームで、何かこういうメールが来たわよという形で、ママ友とか、そういうことにどんどん行くみたいな形で、迅速性の場合だと情報の正確さがずれてくる場合もあると思うんで

すね。そうしたときに、ある段階で区のホームページで本当の発信元のオリジナルの情報を確かめたいときには、確認できるという仕組みにはなっているということによってよろしいのでしょうか。

◎工藤 保育課長 メール発信元の正確性も非常に重要なんですが、その点につきましては、メール配信サービスというのは非常に誤りが生じづらい仕組みだと思っております。むしろメールの弱点というのが一つございまして、他の電話等の通信手段が通じないときに、伝えやすいんだけど、おくれて着信する、これが一つのウィークポイントだと、そういったおくれて着信する可能性があるというところが一つ課題だと思っております。

したがって、受信者におきましては、そのメールが何月何日の何時何分に発信されたものであるかといったものをあわせてご確認いただき、むしろこの点の一つ正しくご案内していくべき課題かとは感じているところでございます。いずれにしろ、取り組みとしては、まず仕組みの入り口に立ったところでございますので、また、情報通信手段というテーマとしては非常に重いものに取り組みましたので、今後ともいろんなことで充実強化を図っていきたいと思っております。

○高橋 委員長 次にいきます。(11) (仮称)喜多見一丁目認可保育園運営事業者の決定について、理事者の説明を願います。

◎辻 子ども部副参事 (仮称)喜多見一丁目認可保育園運営事業者の決定につきましてご報告申し上げます。

去る二月八日の本委員会で整備のご報告をいたしました平成二十四年四月に開設予定の喜多見一―四遊び場の一部を活用しました私立認可保育園について、運営事業者が決定いたしましたので、ご報告いたします。

当該保育園は、産休明け保育を含むゼロ歳児から五歳児、定員六十名以上という条件で公募をしたものでございます。

1の決定事業者でございますが、多摩市にあります社会福祉法人バオバブ保育の会でございます。昭和四十七年に法人格を取得し、翌年、多摩市にてバオバブ保育園を開園し、現在、その他稲城市、横浜市等におきまして認可保育園を三園運営しております。

これまでの経過は2に記載のとおりでございます。

3選定評価でございますが、本区において新たな保育園を運営する意欲と熱意を有し、保育の質を維持向上できる事業者であることを原則とし、事業者の継続性や安定性ととも、保育園運営上の内容を中心に、具体的には①から④の点を基本として選定いたしました。

(2)の審査方法でございますが、①といたしまして一次審査で書類審査と財務審査を行いました。その結果、それぞれ上位二業者を一次審査通過とし、②二次審査で運営している園の実地調査を行い、③一次審査、二次審査の結果をもとに、総合的に評価の高かった事業者を決定したところでございます。

裏面をごらんください。

審査・選定結果の詳細は4のとおりでございます。

選定委員は5のとおりでございます。

6今後の予定でございますが、六月下旬に近隣住民説明会を開催いたしまして、九月から十月ごろに事業者による工事を着工することを見込んでおります。平成二十四年二月末ごろまでに建物を竣工し、来年四月開園を目指してまいります。

なお、参考までに所在地の地図を掲載いたしました。

説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 次に行きます。(12)給田四丁目墓地計画の動向について、理事者の説明を願います。

◎浅見 生活保健課長 給田四丁目に計画されています都市計画の動向についてご報告いたします。

初めに、新しいメンバーでもございますので、恐縮ですが、簡単に墓地の経営許可の流れにつきましてご説明させていただきます。

一ページの下の部分、参考のところがございます。(1)で墓地経営許可の公的根拠等がございますが、墓地、埋葬等に関する法律において、墓地を経営する者は知事の許可を受けなければならないとされておりまして、東京都では条例を制定し、必要な手続を定めております。また、区におきましては、東京都の事務処理に関する特例条例や区の規則により、墓地の経営許可事務は保健所長に委任されております。

裏面をごらんいただけますでしょうか。(2)都条例に定められた経営許可の流れでございます。墓地の経営各社は、まず標識の設置、説明会の開催、隣接住民との協議など、定められた事前の手続を行います。その後、墓地の計画者から申請が出された場合、保健所は墓地経営の永続性、非営利性、経営主体の適格性などの観点から、都条例及び区審査基準等に基づき審査いたします。

表面にお戻りいただきまして、給田四丁目の墓地計画の概要ですが、記載のとおり、宗教法人が計画する墓地でございます。裏面に地図を掲載しておりまして、計画地の位置をお示ししているところでございます。

2のこれまでの経緯でございますが、この計画につきましては、同じ宗教法人が同じ場所で以前にも計画したことがございます。平成十五年に標識が設置され、以後、

説明会や協議が行われましたが、平成二十年二月に標識が撤去され、計画は中止となった経過がございます。その後、再度計画が生じ、新たに手続がなされておりまして、その経緯は記載のとおりでございます。

3の協議結果報告書の審査についてでございますが、平成二十三年三月二十四日に光母寺より保健所に協議結果の報告書の提出がありました。現在、保健所では、協議結果報告書の内容を審査しているところでございます。

報告は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆大庭 委員 裏面の流れでいけば、今、本件はどこの場所にあるんですか。四角で囲ってある図がありますね。

◎浅見 生活保健課長 四角の真ん中のところ、事前の隣接住民との協議というところでございます。

◆羽田 委員 関連で、先ほどの説明でいいますと、③「隣接住民等から」云々と書いてありまして、「協議を行うよう指導することができる。」で、「申請予定者は、隣接住民等との協議結果を保健所長に報告しなければならない。」ということで報告したわけですね。この協議というのは成立したんですか。

◎浅見 生活保健課長 協議につきましては、一名の方がご参加されて、その間では協議の中で意見の一致が図られてございますが、参加されていない方もいらっしゃるということもありまして、協議それ自体について現在審査をしている。協議事項について意見の一致が図られると認められているのか、十分協議が行われているのかどうか、そういったところを審査しているところでございます。

◆羽田 委員 そうすると、出席者は一名で、周辺住民の人との協議は実際にはされていないということですか。そこまでまだ審査されていないということですか。

◎浅見 生活保健課長 協議につきましては、こちらの経緯のところでございますけれども、二十二年四月十九日に光母寺に協議を指導した後、六月二十日に一回目の協議会が開催され、以降十三回開催されている。そういう中で隣接住民の方にご案内を差し上げて、その中で参加された方がいらっしゃってという中で、協議事項について話し合いが持たれているところでございます。

○高橋 委員長 それでは、次に(13)その他ですが、何か報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 特にないようなので、以上で報告事項の聴取を終わります。

○高橋 委員長 それでは、2協議事項に入ります。

まず、(1)正副委員長会の申し合わせ事項についてでありますけれども、五月二十五日に開催されました正副委員長会での申し合わせ事項をお手元に配付してございます。当委員会でも、これに基づき委員会を運営してまいりたいと思いますので、ご了承を願いたいと思います。後ほどごらんいただければと思います。

○高橋 委員長 次に、(2)意見書の提出についてですが、幹事長会におきまして議長より当委員会で検討するようにとのことで案をお配りいただいております。お手元にあるとおりですが、これは提案をされました副委員長がおりますので、ご説明いただきたいと思います。

◆大庭 委員 私のほうで過日、幹事長会にポリオのワクチンの不活性化のワクチンを安心して予防接種できるような形の意見書を提出したいということで申し上げて、実際、我々は医療の専門家はおりませんので、所管のほうと相談しながら、こういう形の意見書ならいいのではないかと。医療の専門家がいらっしゃいますので、相談しながら、こういう意見書の原案の原文をまとめさせていただいて、皆様のご賛同を得て、区として意見書を提出したいということできょうまで準備してきたところです。

内容は、先ほど言いましたように、活性ワクチンというのと不活性ワクチンというのがあって、活性ワクチンというのは作用が強くて、その分、副作用というか、いろんなものが出てくるということなので、不活性という少し弱いワクチンを使ったほうが副作用が少なくて非常に安全だというようなことを前提にして、我が国でも、日本でも不活性ワクチンを受けられるようにしてほしいということ、体制をつくってほしいということが内容の趣旨でした。

実は、こういう形で準備してきたんですけれども、昨日、厚生労働省で開かれました厚生科学審議会感染症分科会の予防接種部会、これは世田谷区にある国立生育医療研究センターの加藤総長が部長をやっているんですけれども、そこで検討されて、急遽不活性化ポリオワクチンを来年度にも導入するという形の声明というか、部会で決められたのがきのうだったんです。それで、そのことがけさの新聞等にも載りまして、私のほうとしても、きのうの夜中に情報を集めて知ったんです。

ということになりまして、申しわけないんですけれども、この意見書の内容がもう先取りされたというか、ほぼ達成されたような形だった。急遽朝、所管の課長とも相談して、この決定を見た上では、この意見書の内容ではほとんど内容は達成されると読み込めるだろうというような形の見解を伺ったものですから、恐らくこれはもしこのような形で出すとしても、六月の下旬になってしまう。さらに、次の本会議で出すとなると一カ月後ぐらいになってしまいますので、さらにどちらかというともう

既に済んだということになりかねないので、私どものほうの提案方の会派としましては、本当に申しわけないんですけれども、取り下げるべきではないかと。これを押し進めても意味のないことになって、皆さんにご迷惑もかけてしまうことになるので、急遽、申しわけないんですけれども、取り下げさせていただきたいという運びにさせていただければということなんです。

なお、つけ加えれば、今回の厚労省の発表によりますと、今まで三種、ジフテリアと百日ぜきと破傷風、この三種の混合のワクチンに、さらに不活性化のポリオのワクチンを加えて、いわゆる四種のワクチンをするということをまず優先させるということまでが認可すると決まったんですけれども、それはこの間も生ネさんからいろいろご指摘がありまして、実はそうなってくると、既に三種のワクチンを受けた人は、さらにポリオのワクチンを受けたいとなると、四種のワクチンを受けなくてはならなくなるので、そうすると、三種を二回打つことになって非常に副作用があるということなので、厚労省としても、ポリオ単独のワクチンの開発ということの認可を求める方向で動いているということなので、あわせて背景事情を説明させていただいて、そういうことになっていますので、四種だけで足りるということではなくて、単独の不活性化のポリオワクチンの安全な接種ということも望まれる事態ということなので、つけ加えさせていただきます。

以上、皆様のご了解がいただければ、一応きょうの議題に上がっているんですけれども、そういう経過なものですから、意見書ということは急遽、私たちも作為的にやったわけではなくて、きのうこういうことになってしまったので、本当に申しわけないんですけれども、取り下げをお認めいただければということでお話しさせていただきました。

○高橋 委員長 ご了承いただけますでしょうか。この件に関しましてはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 では、そのようにさせていただきます。

○高橋 委員長 では、(3)行政視察について協議いたしたいと思います。

まず、日程を先に決めたいと思うんですけれども、あらかじめ正副委員長で調整をさせていただきましたところ、七月二十一日木曜日から二十三日土曜日の二泊三日で実施したいというふうになってまいりました。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 では、七月二十一日木曜日から二十三日土曜日までということで実施したいと思いますので、決定させていただきたいと思います。よろしく願います。

視察先ですけれども、これから探したいと思いますが、ご一任いただけますでしょうか。何かありますか。

◆羽田 委員 災害を受けて、きょうの主要事務事業の中にもありましたけれども、災害時の要援護者支援について、これは以前、たしか新潟に行っていますので、そこは避けていただいて、どことは言いませんが、ほかのところでもう少し進化したというか、進んだこともあるかと思うんですよ。だから、内容に入ってしまうと、例えば単なる名簿集めだけではないはずなんです。そこに行くまでのこの間の当議会の議論もありますけれども、非常に日常的な交流の場だかと、そういうものも大事なわけですね。ですから、その辺も含めて視察できるように希望しておきたいと思います。

○高橋 委員長 検討してみます。

では、正副に一任をいただけるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 では、そのように決定をさせていただきます。

○高橋 委員長 次に、(4)次回委員会の開催ですけれども、次回委員会は年間予定によりますと六月十七日金曜日午前十時より開催というふうにしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 それでは、次回委員会は六月十七日金曜日午前十時より開催するというので決定させていただきたいと思います。

以上で協議事項を終わります。

○高橋 委員長 そのほか何かございますか。

◆大庭 委員 所管が違うと言ってしまうえば所管が違うのかもしれませんが、昨日、区内の小学校で食中毒のようなものが発生したという報告を受けたんです。これは学校かどうかは別として、とにかく区内で食中毒が発生すると保健所が担当していくことになるんですけれども、何か情報等があればお聞かせください。

◎霜越 保健所副所長 ただいまのお話でございますが、昨日、学校健康推進課から区内の小学校においてかなりの人数の児童が嘔吐の症状を呈しているというお話をいただきました。早速調査をしたところ、全体で三十一名ほど症状を呈していたのですが、そのうちかなりの方が特定のクラスに集中しているという実態がございました。

症状としては嘔吐を中心とした症状なんですけど、食中毒か否かということに関しましては、食中毒ではない可能性がかなり高い。食中毒ですと満遍なく出るはずですので、特定のクラスだけに集中しているということからいっても、どちらかという一般的な感染症ではないかということで今調査をしている最中です。

また、学校には、当然ながら消毒の徹底ですとか、今後の手洗いの指導等々をお願いしてあるところがございますし、また、学校のほうは、その特定のクラスについては学級閉鎖を行ったと聞いております。

本日でございますが、朝の時点では大きな拡大というわけではなくて、全体として引き続き嘔吐等の症状で休んでいらっしゃる方は十四名、ほかで風邪だとかいろんな形で欠席者はもっといらっしゃるんですが、嘔吐等の症状で引き続き休んでいる方は、学級閉鎖のクラスを除いて十四名ほどいらっしゃるというふうに聞いております。保健所では、念のため、父兄の方をお願いいたしまして、サンプリングで何人かの方からの便をとらせていただいて、原因を調べてみたいというふうに今しているところでございます。

○高橋 委員長 今の説明ですと、特定のクラスは学級閉鎖をしたんですね。きょうになって違うクラスも十四名いたということですか。

◎霜越 保健所副所長 特定のクラスは学級閉鎖をしていますが、きのうから引き続いて休んでいる人もあわせて、学校全体では学級閉鎖以外に十四名の方が何らかの嘔吐だとか下痢症状だとか、そういうことで休まれているということです。

○高橋 委員長 では、ちょっと広がっている可能性もあるということですか。

◎霜越 保健所副所長 感染症ですので、広がらないという可能性がないわけではございません。ですから、そのために、広がらないように消毒ですとか手洗いの徹底、学校ですから感染症のマニュアルもいろいろありますものですから、そちらに従ってきちんと対処してもらおうという指導をしているところでございます。

○高橋 委員長 では、またわかりましたら、委員のほうにお知らせを願えれば思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 特にないようですので、以上で本日の福祉保健常任委員会を散会いたします。

午後零時一分散会

署名

福祉保健常任委員会

委員長